

新理科教育等設備台帳について

○1組50万円以上の機器について、明確に分かるように記載する。

(設備表内の「うち財産処分制限対象」欄に内数として記載)【記載例①参照】

○国庫補助適用と国庫補助以外の記載については書き方が変更となった。

(国庫補助で整備した場合は、設備表内の「補助金交付設備」欄に○を付ける)【記載例①②参照】

(国庫補助以外で整備した機器について、国庫補助適用と同じ構成品目の場合は、構成品名を国庫補助適用分とは分けて記載する)【記載例②参照】

取得価格50万円以上の機器について記載する

国庫補助&他予算で整備した機器について記載

理科教育等設備台帳

整備設備				令和2年3月31日		令和2年度						年度末における現有状況			
基準 品目	最 重点 設備 ○	構成品名	基準数量 (組)	左のうち 最重点設 備数量	数量(組)①	整備額② 円	当該年度整備状況				廃棄等		数量(組) ①+③-⑤ =①	現有額 ②+④-⑥= ②円	
							補助金 交付設備 ○	数量(組)③	整備額④ 円	うち財産処分制限対象 (補助金交付設備のみ) 数量(組)	整備額	数量(組)⑤			処分額⑥ 円
計量器			36	33	0	0		6	627,000			0	0	8	1,172,000
		長さ測定用具	1	0	2	545,000		3	540,000			0	0	5	1,085,000
		デジタル距離測定器			1	520,000								1	520,000
		距離測定器			1	25,000	○	3	540,000	1	500,000			4	565,000
														0	0
														0	0
														0	0

記載例②

同じ年度内に同一の機器を国庫補助と国庫補助以外で整備した場合の設備表

整備設備				令和2年3月31日		令和2年度						年度末における現有状況			
基準 品目	最 重点 設備 ○	構成品名	基準数量 (組)	左のうち 最重点設 備数量	数量(組)①	整備額② 円	当該年度整備状況				廃棄等		数量(組) ①+③-⑤ =①	現有額 ②+④-⑥= ②円	
							補助金 交付設備 ○	数量(組)③	整備額④ 円	うち財産処分制限対象 (補助金交付設備のみ) 数量(組)	整備額	数量(組)⑤			処分額⑥ 円
		重さ測定用具	21	21	0	0		3	87,000			0	0	3	87,000
		○ 電子てんびん	21	21			○	1	38,000					1	38,000
		○ 電子てんびん						2	49,000					2	49,000
														0	0
														0	0
														0	0

構成品名は2行に分けて記載
(国庫補助適用とそれ以外を区別するため)

「電子てんびん」3台整備した内、1台は国庫補助で整備した場合
(2台は国庫補助以外で整備したものの)